

事業評価シート

担当課・室長：産業廃棄物課長

事業名	調査の実施
上位施策名	廃棄物・リサイクル対策
1 事業の概要	<p>産業廃棄物の適正処理のための統計資料の整備について 都道府県・政令市に対して健全な循環型社会のためのシステムづくりのための基礎資料として、産業廃棄物の種類別・排出業種別の排出・処理状況等の調査を行う事業。</p> <p>PCB廃棄物の適正処理のための統計資料の整備について 「PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」の施行により、PCB廃棄物を保管する事業者にとっては、その保管及び処分の状況についての届出が義務化され、今年度は8月31日までに都道府県及び政令市に届出を行うこととなっている。本事業は、事業者から提出された届出内容をデータベース化することで、全国のPCB廃棄物の保管及び処分の状況について、情報の一元管理を行うことにより、PCB廃棄物の計画的な処理を支援するものである。また、これらの情報を積極的に公開することにより保管及び処分状況の透明性を図り、事業者の意識の向上を図り、PCB廃棄物の適正な処分及び保管を促進するものである。</p>
2 進捗状況	<p>産業廃棄物の適正処理のための統計資料の整備について 本事業の調査については、毎年度結果を公表し、また、平成8年度実績からはホームページへの掲載も行っている。最新のデータである平成10年度実績については、平成13年6月22日に発表した。</p> <p>PCB廃棄物の適正処理のための統計資料の整備について PCB特別措置法施行規則に基づき8月31日までに事業者から届出書が提出されることとなっている。本年度は届出情報の収集及び入力作業に加え、データベース構築のためのシステム開発を進める予定である。</p>
3 評価	<p>産業廃棄物の適正処理のための統計資料の整備について 平成12年の廃棄物処理法の改正において、国が廃棄物処理に係る基本方針を策定することとされた。当該基本方針は平成13年5月に策定されたが、その策定にあたり本事業の調査結果が活用され、また、今後の基本方針の改定作業においても必要不可欠である。さらに、本事業は昭和55年度の実績調査から継続的に調査を実施しており、産業廃棄物の排出・処理状況の動向を知る唯一の資料であり、本事業は必要不可欠である。</p> <p>PCB廃棄物の適正処理のための統計資料の整備について データベースを構築することにより、事業者から届出されたPCB廃棄物の保管及び処分状況等の情報管理の一元化・迅速化が図られ、計画的な処理を促進することができる。 また、保管及び処分の状況を一般に公開することで、情報の透明化がなされ、事業者の適正な保管、早期処理に対する動機付けが図られる等の二次的効果が期待され、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な保管及び早期処理の推進に繋がる。</p>

4 予算事項名	・産業廃棄物排出・処理状況調査費 ・P C B 廃棄物データベースの構築・運営 ・P C B 廃棄物の拠点処理における運行状況のためのシステム開発
5 対応副施策等	